

懲戒処分等の公表について

令和5年12月22日
神 栖 市

市職員の懲戒処分等を以下のとおり行いましたので公表します。

1 事案の概要

令和5年8月19日（土）午前3時22分頃、神栖市役所職員が公務外に、水戸市内で飲酒後に自家用車を運転し、国道51号で信号柱に衝突する物損事故を起こしたもので、道路交通法等の違反による略式命令により罰金及び自動車運転免許取消しの行政処分を受けたもの。

2 被処分者

<地方公務員法に基づく懲戒処分>

対 象 者	懲戒処分の内容	処 分 根 拠
産業経済部 地籍調査課 主幹 35歳 男性	停職 6ヶ月	地方公務員法第29条第1項第1号

<その他の処分>

対 象 者	処 分 の 内 容
管理監督者（2名）	厳重注意

3 処分年月日

令和5年12月22日